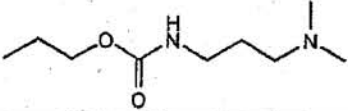


プロパモカルブ (Propamocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規製剤の農薬登録申請に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	プロピルカルバマート骨格を有する殺菌剤 病原菌の菌糸細胞膜に作用し、細胞内容物の漏出を引き起こすことで効果を発揮すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	農薬登録申請: はくさい、たまねぎ										
我が国の登録状況	農薬登録: ばれいしよ、レタス、きゅうり、しょうが										
諸外国の状況	カリフラワー、レタス、畜産物等に国際基準が設定されている。 米国においてはばれいしよ、うり科野菜等に、カナダにおいてきゅうり、畜産物等に、EUにおいてレモン、りんご、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.29 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 29.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: プロパモカルブ(親化合物)										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="403 925 996 1117"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.2	幼小児(1~6歳)	18.6	妊婦	9.2	高齢者(65歳以上)	12.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.2										
幼小児(1~6歳)	18.6										
妊婦	9.2										
高齢者(65歳以上)	12.1										
意見聴取の状況	平成22年5月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

プロパモカルブ

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米を含む。)	0.1	0.1				
ばれいしよ	0.3	0.5	○	0.3		<0.02, <0.02/<0.02, <0.02
てんさい	0.2	0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	1	5.0	申	1		0.692, 4.50(\$)/1.60, 2.46
はくさい	10					
キャベツ	0.1	0.1				
芽キャベツ	1.0	1.0				
チンゲンサイ	0.5	0.5				
カリフラワー	0.2	0.2		0.2		
ブロッコリー	0.5	0.5				
その他のあぶらな科野菜	0.5	0.5				
チコリ	2	1.0		2		
レタス	10	10	○	100		1.81, 0.57
たまねぎ	0.05		申			0.012, <0.009
ねぎ	3.0	3.0				
セロリ	0.2	0.2				
トマト	2	1.0		2		
ピーマン	3	1.0		3		
なす	0.3	0.1		0.3		
その他のなす科野菜	2	2				[0.51, 1.46(\$)(韓国)]
きゅうり	5	2.0	○	5		0.39, 0.42/1.40(\$), 1.44(\$)
かぼちや	5	0.5		5		
しろり	5	0.5		5		
すいか	0.5	0.5		5		
メロン類果実	0.5	0.5		5		
まくわり	0.5	0.5		5		
その他のうり科野菜	5	0.5		5		
ほうれんそう	40	10		40		
たけのこ	0.2	0.2				
しょうが	10	10	○			10.2(\$), 19.4(\$), 5.17(\$) /0.79(\$), 4.52(\$)
その他の野菜	0.2	0.2				
いちご	0.1	0.1				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.5				
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家禽の筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家禽の脂肪	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家禽の卵	0.01			0.01		
どろがらし(乾燥させたもの。)	10			10		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (x)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

プロパモカルブ

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米を含む。)	0.1
ばれいしよ	0.3
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1
はくさい	10
キャベツ	0.1
芽キャベツ	1.0
チンゲンサイ	0.5
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 ^(注1)	0.5
チコリ	2
レタス	10
たまねぎ	0.05
ねぎ	3.0
セロリ	0.2
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^(注2)	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	5
かぼちや(スカッシュを含む。)	5
しろうり	5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわり	0.5
その他のうり科野菜 ^(注3)	5
ほうれんそう	40
たけのこ	0.2
しょうが	10
その他の野菜 ^(注4)	0.2
いちご	0.1
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注5) の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^(注6)	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家禽 ^(注7) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家禽の脂肪	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家禽の卵	0.01
とうがらし(乾燥させたもの。)	10

※今回残留基準を設定するプロパモカルブには、プロバモカルブ及びプロバモカルブ塩酸塩が含まれる。

注1「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

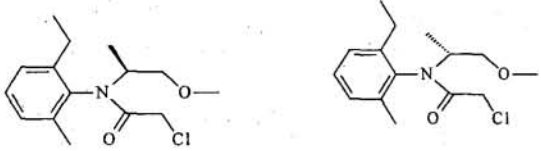
注4「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。

注7「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

メトラクロール (Metolachlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規製剤の農薬登録申請に伴い要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p style="text-align: center;">[S 体] [R 体]</p>										
用途	農薬/除草剤										
作用機構	酸アミド系の除草剤。主に超長鎖脂肪酸の合成阻害作用により、植物の生長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって、植物を枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	農薬登録申請;とうもろこし、大豆、小豆類、らっかせい等/一年生雑草等										
我が国の登録状況	とうもろこし、大豆、小豆類、らっかせい等に農薬登録がなされている。活性成分であるS体の比率を高めた製剤について新規登録申請が行われている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において豆類、ひまわりの種子、卵、乳等に、カナダにおいてりんご、桃等に、欧州連合(EU)においてチコリ、いちご等に、オーストラリアにおいて大麦、小麦、かんしょ等に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.097 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 9.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:メトラクロール(S体とR体の和とする)										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.5	幼小児(1~6歳)	3.1	妊婦	1.3	高齢者(65歳以上)	1.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.5										
幼小児(1~6歳)	3.1										
妊婦	1.3										
高齢者(65歳以上)	1.5										
意見聴取の状況	平成22年5月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 メトラクロール

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1				
小麦	0.1	0.1				
大麦	0.1	0.1				
ライ麦	0.1	0.1				
とうもろこし	0.1	0.1	○・申	0.1	米国	<0.01(n×12) 【<0.08(n=12)】(米国とうもろこし)
そば	0.1	0.1				
その他の穀類	0.3	0.3				
大豆	0.2	0.2	○・申	0.2	米国	<0.005,<0.005(#) 【0.08-0.11(n=14)】(米国大豆)
小豆類	0.2	0.3	○・申			<0.01(n×4)(いんげんまめ)、 <0.05,<0.05(べにはいんげん)
えんどう	0.3	0.3				
そらまめ	0.3	0.3				
らっかせい	0.2	0.5	○・申	0.2	米国	<0.01,<0.01(#) 【<0.08-0.13(#)(n=18)】(米国らっかせい)
その他の豆類	0.3	0.3				
ばれいしよ	0.2	0.2	○	0.2	米国	<0.01,<0.01 【<0.08-0.14(#)(n=16)】(米国ばれいしよ)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01 【<0.1(#)(n=8)】(臺灣かんしょ)
かんしょ	0.1	0.1	○・申	0.2	臺灣	<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
こんにやくいも	0.05	0.1	○・申			<0.01,<0.01
その他のいも類		0.1				
てんさい	0.1	0.1	○・申	0.5	米国	<0.01,<0.01/<0.005,<0.005(#) 【<0.08-0.32(#)(n=22)】(米国てんさい)
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○	0.3	米国	<0.005,<0.005(#) 【<0.08-0.14(#)(n=8)】(米国だいこん(根類))
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05	0.1	○			<0.01/<0.005(#)
かぶ類の根	0.1	0.1	○	0.3	米国	<0.01,<0.01 【<0.08-0.14(#)(n=8)】(米国だいこん(根類))
かぶ類の葉	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
西洋わさび	0.3	0.1		0.3	米国	【<0.08-0.14(#)(n=8)】(米国だいこん(根類))
クレソン		0.1				
はくさい	0.1	0.1				
キャベツ	0.05	1	○・申			<0.01(n×4)
芽キャベツ	1	1				
ケール		0.02				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー	0.02	0.02				
ブロッコリー	0.02	0.02				
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
しゆんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜		0.1 0.1 0.1				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.05	1 0.1	○			<0.01, <0.01 (#)
にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	1 0.1 0.1	1 0.1 0.1				
にんじん	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01, <0.01, <0.05 (#)
パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.1 0.1 0.1 0.1				
トマト	0.1	0.07		0.1	米国	[<0.08(n=15)](米国トマト)
ピーマン その他のなす科野菜	0.1 0.5	0.1 0.5				
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05	0.05 0.05				
しろりり すいか メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜		0.05 0.05 0.05 0.05				
ほうれんそう たけのこ しょうが 未成熟えんどう	0.3 0.3	0.3 0.05 0.1 0.3				
未成熟いんげん	0.3	0.3	○	0.5	米国	<0.01, <0.01 [<0.08(n=5)](米国いんげん まめ)
えだまめ その他の野菜	0.3 0.05	0.3 0.05	○ ○	0.5	米国	<0.01, <0.01 [米国のいんげんまめ、えんどう まめ参照]
りんご 日本なし 西洋なし	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.1	カナダ カナダ カナダ	[<0.08(#)(n=8)](米国リン ご) [<0.08(#)(n=3)](米国なし) [<0.08(#)(n=3)](米国なし)
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーベリーを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。) その他の果実	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
ひまわりの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	0.05 0.1 0.1 0.05	0.05 0.1 0.1 0.05				
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類 その他のスパイス	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
その他のハーブ	0.1	0.1		0.1	米国	[米国のセルリー(茎葉野菜) 参照]

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.03 0.03 0.03				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02 0.02 0.02				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05 0.05 0.05				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2 0.1 0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食 用部分		0.04 0.04 0.04				
乳 鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.03 0.02 0.02				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪 鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.02 0.02 0.04 0.04				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓 鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.02 0.02 0.02 0.02				
鶏の卵 その他の家きんの卵 ミネラルウォーター類		0.02 0.02 0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

外ラテロール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
小麦	0.1
大麦	0.1
ライ麦	0.1
とうもろこし	0.1
そば	0.1
その他の穀類(注1)	0.3
大豆	0.2
小豆類	0.2
えんどう	0.3
そらまめ	0.3
らっかせい	0.2
その他の豆類(注2)	0.3
ばれいしょ	0.2
さといも類(やつかしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.02
こんにやくいも	0.05
てんさい	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.3
クレソン	0
はくさい	0.1
キャベツ	0.05
非キャベツ	1
カリフラワー	0.02
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.1
たまねぎ	0.05
にんにく	1
アスパラガス	0.1
にんじん	0.05
その他のせり科野菜(注4)	0.1
トマト	0.1
ピーマン	0.1
その他のなす科野菜(注5)	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
ほうれんそう	0.3
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.3
えだまめ	0.3
その他の野菜(注6)	0.05
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
もも	0.1
ネクタリン	0.1
あんず(アブリコットを含む。)	0.1
すもも(プルーンを含む。)	0.1
うめ	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	0.1
ひまわりの種子	0.05
べにばなの種子	0.1
綿実	0.1
なたね	0.05
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類(注7)	0.1
その他のハーブ(注8)	0.1

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そらまめ、らっかせい及びスライス以外のものをいう。

(注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、非キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フルシラゾール(Flusilazole)

農薬名 フルシラゾール

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農業/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤 エルゴステロールの生合成過程において、2,4-メチレンジヒドロラノステロールの脱メチル化を阻害することにより、菌類の正常な生育を阻害すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	インポートトレランス申請:とうがらし/うどんこ病、かんきつ類/柑橘そうか病										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	りんご、ぶどう等に国際基準が設定されている。 米国において大豆、えだまめ等に、カナダにおいてりんご、バナナ等に、E Uにおいてオレンジ、ぶどう等に、オーストラリアにおいてぶどう、さとうきび等に、ニュージーランドにおいてみかん、オレンジ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0014mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.14 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:フルシラゾール (ただし、畜産物に関してはフルシラゾールとその代謝物[bis(4-fluorophenyl)methyl]silanol)										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>57.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>20.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	22.4	幼小児(1~6歳)	57.3	妊婦	21.1	高齢者(65歳以上)	20.1
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	22.4										
幼小児(1~6歳)	57.3										
妊婦	21.1										
高齢者(65歳以上)	20.1										
意見聴取の状況	平成22年5月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報、消費者庁協議等手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
小麦	0.2	0.1		0.2		
大麦	0.2	0.1		0.2		
ライ麦	0.2	0.1		0.2		
とうもろこし	0.01			0.01		
そば	0.2			0.2		
その他の穀類	0.2	0.05		0.2		
大豆	0.05			0.05		
てんさい	0.05	0.01		0.05		
さとうきび	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.3		IT	0.3	韓国	[0.22(とうがらし)](韓国)
みかん			IT		0.1ニュージーランド	
なつみかんの果実全体	0.1		IT		0.1ニュージーランド	[0.06-0.09(n=4)](ニュージーランド)
レモン	0.1		IT		0.1ニュージーランド	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1		IT		0.1ニュージーランド	[0.06-0.09(n=4)](ニュージーランド)
グレープフルーツ	0.1		IT		0.1ニュージーランド	[0.06-0.09(n=4)](ニュージーランド)
ライム	0.1		IT		0.1ニュージーランド	[0.06(マンダリン)](ニュージーランド)
その他のかんきつ類果実	0.1		IT		0.1ニュージーランド	
りんご	0.3	0.2		0.3		
日本なし	0.3	0.2		0.3		
西洋なし	0.3	0.2		0.3		
マルメロ	0.3	0.2		0.3		
びわ	0.3	0.2		0.3		
もも		0.05		0.2		
ネクタリン	0.2	0.05		0.2		
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.05		0.2		
すもも(プルーンを含む。)		0.05				
うめ		0.05				
おうとう(チェリーを含む。)		0.05				
いちご		0.5				
ぶどう	0.2	0.5		0.2		
バナナ	0.03	0.1		0.03		
ひまわりの種子	0.1	0.05		0.1		
なたね	0.1	0.05		0.1		
その他のオイルシード		0.05				
その他のスパイス		0.05				
牛の筋肉	0.1	0.01				推:0.086
豚の筋肉	0.1					[牛の筋肉を参照]
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1					[牛の筋肉を参照]
牛の脂肪	1	0.01		1		
豚の脂肪	1			1		
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1			1		
牛の肝臓	2	0.02		2		
豚の肝臓	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2			2		
牛の腎臓	2	0.02		2		
豚の腎臓	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2			2		
牛の食用部分	2	0.02		2		
豚の食用部分	2			2		
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2			2		
乳	0.05	0.01		0.05		
鶏の筋肉	0.2	0.01		0.2		
その他家禽の筋肉	0.2			0.2		
鶏の脂肪	0.2	0.01		0.2		
その他家禽の脂肪	0.2			0.2		
鶏の肝臓	0.2	0.01		0.2		
その他家禽の肝臓	0.2			0.2		
鶏の腎臓	0.2	0.01		0.2		
その他家禽の腎臓	0.2			0.2		

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の食用部分	0.2	0.01		0.2		
その他家さんの食用部分	0.2			0.2		
鶏の卵	0.1	0.01		0.1		
その他の家さんの卵	0.1	0.01		0.1		
干しぶどう	0.3	1		0.3		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推:」の記載があるものは、推定残留量であることを示している。

フルシラゾール	
食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.01
そば	0.2
その他の穀類(注1)	0.2
大豆	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
その他のなす科野菜(注2)	0.3
なつみかんの果実全体	0.1
レモン	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.1
グレープフルーツ	0.1
ライム	0.1
その他のかんきつ類果実(注3)	0.1
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.3
びわ	0.3
ネクタリン	0.2
あんず(アブリコットを含む)	0.2
ぶどう	0.2
バナナ	0.03
ひまわりの種子	0.1
なたね	0.1
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(注4)	0.1
牛の脂肪	1
豚の脂肪	1
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	1
牛の肝臓	2
豚の肝臓	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
豚の腎臓	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分	2
豚の食用部分	2
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.2
その他家さんの筋肉(注5)	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他家さんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.2
その他家さんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他家さんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他家さんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.1
その他の家さんの卵	0.1
干しぶどう	0.3

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスベイス以外のものをいう。

(注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注5)「その他の家さん」とは、家さんのうち、鶏以外のものをいう。

※うめ、おうとう(チェリーを含む。)その他のオイルシードについては、現行基準が削除される。

ペントキサゾン(Pentoxazone)

農薬名 ペントキサゾン

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	オキサゾリジンジオン系の除草剤。クロロフィル生合成経路中のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害する。その結果として、光存在下で活性酸素を発生させることにより、細胞構成成分の酸化的な破壊をおこし、細胞構造を破壊して植物を枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	適用拡大申請: ヒエ/水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	米に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.23 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 23.1 mg/kg 体重/day. 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ペントキサゾン(親化合物)のみ										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.2	妊婦	0.1	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成22年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01(#), <0.01(#)
その他の穀類	0.05		申			<0.01, <0.01(ひえ)
魚介類	0.08		申			推:0.074

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
「作物残留試験」欄に「推:」の記載があるものは、推定残留量であることを示している。

(別紙2)

答申(案)

ペントキサゾン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
その他の穀類 ^{注)}	0.05
魚介類	0.08

注)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

ルフェヌロン(Lufenuron)

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農業取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルフェニル尿素系殺虫剤 昆虫表皮の主成分であるキチン質の合成を阻害し、幼虫の脱皮阻害を引き起こすことで殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請:大豆、レタス、ブロッコリー等/ハスモンヨトウ、オオタバコガ等 インポートトレランス申請:とうがらし/タバコガ										
我が国の登録状況	だいこん、ねぎ、トマト、かんきつ類等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいてレタス、キャベツ等に、オーストラリアにおいて鶏卵、乳等に、ニュージーランドにおいてりんご、なし等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0014 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕1年間 慢性毒性試験(イヌ・混餌) 無毒性量 1.42 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ルフェヌロン(親化合物)のみ										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>59.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>29.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	28.8	幼小児(1~6歳)	59.4	妊婦	25.6	高齢者(65歳以上)	29.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	28.8										
幼小児(1~6歳)	59.4										
妊婦	25.6										
高齢者(65歳以上)	29.9										
意見聴取の状況	平成22年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ルフェヌロン

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう)		0.02				
小麦 大麦 ライ麦		0.02 0.02 0.02				
とうもろこし そば その他の穀類	0.05	0.05 0.02 0.02		0.05	EU	【<0.02(n=2) (EUとうもろこし)】
大豆 小豆類 えんどう そらまめ らつかせい その他の豆類	0.05	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	申			<0.005,0.012
ばれいしよ さといも類(やつがしらを含む)		0.02 0.02				
かんしよ やまいも(長いもをいう) こんにやくいも その他のいも類	0.02	0.05 0.02 0.02 0.02	○			<0.005,<0.005/ <0.005(#),<0.005(#)
てんさい さとうきび	0.2	0.2 0.02	○			0.016,<0.005/ 0.006,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02	0.05	○			<0.005(#),<0.005(#)/ <0.005,<0.005
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン	3	3 0.02 0.02 0.02	○			<0.005(#),<0.005(#)/ 0.52,1.28(\$)
はくさい	1	1	○			0.122,0.480/ 0.018,0.356
キャベツ	0.7	1	○			0.088,0.216(\$)/ 0.008,0.122
芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.5	1 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02		0.5	EU	【<0.02(n=1) (EU芽キャベツ)】
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
レタス その他のきく科野菜	1	0.02 0.02	申			0.356,0.066/ 0.470,0.418

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ		0.02				0.991,0.252/ 0.672,0.174(葉ねぎ) 0.326,0.098/ 0.416,0.142(根深ねぎ)
ねぎ(リーキを含む) にんにく	2	3 0.02	○			
にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	1	0.02 0.02 3 0.02	○			0.38(\$), <0.05
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				
トマト	0.5	0.5	○			0.119(\$),0.143(\$)/ 0.083,0.056/ 0.096,0.098(トマト) 0.14,0.14(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.270(\$),0.385(\$)/ 0.174(\$),0.432(\$)/ 0.152,0.206
なす	0.5	0.5	○			0.110(\$),0.046(\$)/ 0.102(\$),0.071(\$), 0.062,0.048
その他のなす科野菜	0.5	0.02	IT	0.5	韓国	{0.12(n=1) (韓国とうがらし)}
きゅうり(ガーキンを含む) かぼちや(スカッシュを含む) しろりり すいか	0.3	0.02 0.02 0.02 0.02	申			0.098(\$),0.128(\$)/ 0.045,0.066/ 0.047,0.068
メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜		0.02 0.02 0.02				
ほうれんそう たけのこ オクラ しよが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	3	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	申			1.21(\$),0.400
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類 その他の野菜		0.02 0.02 0.02 0.02				

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん なつみかんの果実全体	0.02 0.3	0.3 0.3	○ ○			<0.005,<0.005/ <0.005,<0.005(果肉) 0.054,0.034
レモン	0.3	0.3	○	1	EU	{0.13-0.23(n=3) (EUレモン)} (かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3	0.3	○	1	EU	{0.05-0.21(n=15) (EUオレンジ)} (かぼす参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(かぼす参照)
ライム	0.3	0.3	○			(かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○	1	EU	0.06(ゆず), 0.10(かぼす) {0.16-0.28(n=5) (EUMاندリン)}
りんご	0.7	1	○			0.202,0.302/ 0.136,0.26
日本なし	0.5	0.5		0.5	EU	{EUなし参照}
西洋なし マルメロ びわ	0.5	0.5 0.05 0.05		0.5	EU	{0.02-0.17(n=10) (EUなし)}
もも ネクタリン		0.02 0.02				
あんず(アブリコットを含む)		0.02				
すもも(ブルーンを含む) うめ おうとう(チェリーを含む)		0.02 0.02 0.02				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実	1	1 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	○			0.40,0.44/ 0.49,0.32/ 0.27,0.14
ぶどう かき	1	1 0.02		1	EU	{0.08-0.25(n=4) (EUぶどう)}
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし		0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02 0.02				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.2				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶	10	10	○			4.44,4.55/ 2.82,1.88(荒茶) 0.02,0.02/ <0.02,<0.02(浸出液)
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス	3	0.3	○			0.661,0.76/ 1.22,1.08(みかんの果 皮)
その他のハーブ		0.02				
牛の筋肉	0.1	0.01				推:0.046 (牛の筋肉参照)
豚の筋肉	0.1	0.01				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.01				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.3	1		1	オーストラリア	推:0.18 (牛の脂肪参照)
豚の脂肪	0.3	1		1	オーストラリア	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	1		1	オーストラリア	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.011 (牛の肝臓参照)
豚の肝臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.006 (牛の腎臓参照)
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	(牛の肝臓参照)
乳	0.05	0.2		0.2	オーストラリア	推:0.024
鶏の筋肉	0.01	0.01				推:0.0033 (鶏の筋肉参照)
その他の家禽の筋肉	0.01	0.01				(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.2	1		1	オーストラリア	推:0.151 (鶏の脂肪参照)
その他の家禽の脂肪	0.2	1		1	オーストラリア	(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.03	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.022 (鶏の肝臓参照)
その他の家禽の肝臓	0.03	0.01		0.01	オーストラリア	(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	推:0.0097 (鶏の腎臓参照)
その他の家禽の腎臓	0.02	0.01		0.01	オーストラリア	(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.03	0.01		0.01	オーストラリア	(鶏の肝臓参照)
その他の家禽の食用部分	0.03	0.01		0.01	オーストラリア	(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.3	0.05		0.05	オーストラリア	推:0.12 (鶏の卵参照)
その他の家禽の卵	0.3	0.05		0.05	オーストラリア	(鶏の卵参照)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (H)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 (S)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

ルフェエロン

食品名	残留基準値 ppm
どっちもこし	0.05
大豆	0.05
かんしよ	0.02
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	3
はくさい	1
キャベツ	0.7
芽キャベツ	0.5
ブロッコリー	2
レタス	1
ねぎ(リーキを含む)	2
わけぎ	1
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜(注1)	0.5
きゅうり(カーギンを含む)	0.3
えだまめ	3
みかん	0.02
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実(注2)	0.3
りんご	0.7
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
いちご	1
ぶどう	1
茶	10
その他のスパイス(注3)	3
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉(注4)	0.1
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分(注5)	0.02
乳	0.05
鶏の筋肉	0.01
その他の家禽の筋肉(注6)	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家禽の脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.03
その他の家禽の肝臓	0.03
鶏の腎臓	0.02
その他の家禽の腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.03
その他の家禽の食用部分	0.03
鶏の卵	0.3
その他の家禽の卵	0.3

注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

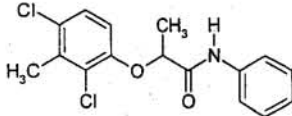
注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、は、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6)「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

※ マルメロ、びわについては、現行基準が削除される。

クロメプロップ (Clomeprop)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	フェノキシ酸系除草剤 根部、茎葉基部及び茎葉部から吸収された後、オーキシンの植物ホルモン作用を示し、雑草の正常なホルモン作用を攪乱することによって枯死させると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	水稻/水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	米に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0062 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.62 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:クロメプロップ本体 (ただし、水産物にあつては、クロメプロップ及び代謝物Bをクロメプロップに換算したものの和とする。)										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="414 954 1008 1141"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	9.7	幼小児(1~6歳)	15.1	妊婦	9.0	高齢者(65歳以上)	9.5
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	9.7										
幼小児(1~6歳)	15.1										
妊婦	9.0										
高齢者(65歳以上)	9.5										
意見聴取の状況	平成22年3月9日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

クロメプロップ

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.1	○			<0.005, <0.005 (#)
魚介類	0.3					推:0.24

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の適用範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

クロメプロップ

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.02
魚介類	0.3

※今回残留基準を設定するクロメプロップとは、水産物にあっては、クロメプロップ及び代謝物B[2-(2,4-ジクロロ-m-トリルオキシ)プロピオン酸]をクロメプロップ含量に換算したものの和をいい、その他の食品にあってはクロメプロップのみをいう。

イミベンコナゾール (Imibenconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤。 糸状菌の細胞膜の膜構造を維持しているエルゴステロールの生合成過程に作用し、菌の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	かんきつ、大豆等/うどんこ病、灰星病等										
我が国の登録状況	大豆等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0098 mg/kg 体重/day 【設定根拠】 18ヶ月 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 0.984 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: イミベンコナゾール (親化合物)、 代謝物 S3、代謝物 S10 及び代謝物 S15										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>65.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	27.1	幼小児 (1~6 歳)	65.2	妊婦	22.7	高齢者 (65 歳以上)	28.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	27.1										
幼小児 (1~6 歳)	65.2										
妊婦	22.7										
高齢者 (65 歳以上)	28.8										
意見聴取の状況	平成 22 年 5 月 19 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名 イミベンコナゾール

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
大豆	0.3	0.5	○			0.08, <0.06(M)/<0.06(M), <0.06(M) /0.07(M)/0.06(M)
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そらまめ		0.1				
らっかせい	0.1	0.1	○			0.03, <0.03/<0.03, <0.03
その他の豆類		0.1				
すいか	0.3	1	○			0.03, 0.03/0.08(M), 0.03
メロン類果実	0.5	1	○			0.09, 0.09/0.20(M), 0.10
まくわうり		1				
みかん	0.2	1	○			0.03, 0.04/0.03, 0.03
なつみかんの果実全体	1	1	○			0.29, 0.15/0.33(M), 0.41(M)(*)
レモン	1	1	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1	1	○			
グレープフルーツ	1	1	○			
ライム	1	1	○			
その他のかんきつ類果実	1	1	○			0.10, 0.12/0.38(M), 0.32(M) (必ず)
りんご	1	1	○			0.05, 0.21/0.20, 0.41(M)
日本なし	0.3	1	○			0.09(M), 0.07/0.08, 0.12
西洋なし	0.3	1	○			日本なし参照
マルメロ		1				
びわ		1				
もも	0.5	1	○			0.16, 0.03/0.20, 0.06 /0.24(M), 0.18/0.12, 0.08
ネクタリン		1				
あんず (アブリコットを含む)	2	5	○			0.21, 0.19/0.58, 0.27 /0.85/0.95(M), 0.53
すもも (プルーンを含む)		5				
うめ	2	2	○			0.07(M), 0.39/0.14(M), 0.04 /0.67(M)(*)/0.07
おとどう (チェリーを含む)		5				
いちご		5				
ラズベリー		5				
ブラックベリー		5				
ブルーベリー		5				
クランベリー		5				
ハuckleベリー		5				
その他のベリー類果実		5				
ぶどう	5	5	○			<0.03, 0.31(M)/0.76, 0.31 /0.43, 0.43/0.44(M), 0.32 /1.24(M), 0.77(M)/2.57(M), 1.67 /0.98, 1.60, 0.93
かき		1				
バナナ		1				
キウイ		1				
パパイヤ		1				
アボカド		1				
パイナップル		1				
グアバ		1				
マンゴー		1				
パッションフルーツ		1				
なつめやし		5				
その他の果実		5				
茶	15	20	○			10.8, 9.54/10.7, 5.09 (乾茶) 1.01, 1.17/1.07, 0.96 (抽出液)
その他のスパイス	3	5	○			0.84, 1.55(M)/0.86, 1.07 (みかん皮)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (M)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (*)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

イベンコナゾール

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.3
らつかせい	0.1
すいか	0.3
メロン類果実	0.5
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^(注1)	1
りんご	1
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	2
うめ	2
ぶどう	5
茶	15
その他のスパイス ^(注2)	3

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

アジムスルフロン (Azimsulfuron)

農薬名

アジムスルフロン

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤。 植物の分岐鎖アミノ酸の生合成に関与するアセトラクトート合成酵素 (ALS)の活性を阻害することにより植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物/適用雑草等	水稻/水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	米に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.095 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 9.59 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:アジムスルフロン(親化合物)のみ										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.1	妊婦	0.1	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.1										
妊婦	0.1										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成22年3月9日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.1	○			<0.005, <0.005 /<0.01, <0.01 (#) /<0.01, <0.01 (#)
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.1				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そらまめ		0.02				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チョコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.02				
しろうり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ざんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.1				
ポップ		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

アジマスルフロン

食品名	残留基準値
米(玄米をいり)	ppm 0.02

シフルフェナミド(Cyflufenamid)

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミドキシム骨格を有する殺菌剤 作用機構は解明されていないが、麦類、いちご、メロン等のうどんこ病及びもも、おうとう等の灰星病に防除効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	麦類、いちご、メロン等/うどんこ病 もも、おうとう等/灰星病										
我が国の登録状況	麦類、いちご、メロン、もも等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいて、小麦、大麦に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.041 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 4.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:シフルフェナミド本体のみ。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>4.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	4.9	幼小児(1~6歳)	10.8	妊婦	4.0	高齢者(65歳以上)	4.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	4.9										
幼小児(1~6歳)	10.8										
妊婦	4.0										
高齢者(65歳以上)	4.6										
意見聴取の状況	平成21年3月30日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 シフルフェナミド

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
小麦	0.3	0.5	○			0.020(#),0.054(\$)
大麦	0.7	1	○			0.228,0.258 (大麦参照)
ライ麦	0.7	1	○			
とうもろこし		1				
そば		1				
その他の穀類	0.7	1	○			(大麦参照)
トマト	0.5	0.5	○			0.16,0.10(ニマト)
ピーマン	1	1	○			0.058,0.342(\$)
なす	0.3	0.5	○			0.051,0.066
その他のなす科野菜		1				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.5	○			0.060,0.054/0.020,0.018
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3	0.5	○			0.096(#),0.034(#)
しろうり	0.2	0.5	○			0.005(#),0.026(#)\$
すいか	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
メロン類果実	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005/<0.005,<0.005
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			0.067(#),0.024(#)(とうがん) 0.116(#)\$,0.036(#)(にがうり)
オクラ		1				
その他の野菜		0.5				
その他のかんきつ類果実		5				
りんご	0.7	1	○			0.150(#),0.272(#)\$ /0.099(#),0.087(#)
日本なし		1				
西洋なし		1				
マルメロ		1				
びわ		0.1				
もも	0.05	0.1	○			<0.005(#),0.011(#)\$
ネクタリン		1				
あんず(アプリコットを含む。)		5				
すもも(ブルーンを含む。)	0.3	5	○			0.088(#),0.056(#)
うめ		5				
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			0.636(#),1.80(#)\$
いちご	0.7	5	○			0.273,0.170/0.013,0.046
ラズベリー		5				
ブラックベリー		5				
ブルーベリー		5				
クランベリー		5				
ハuckleベリー		5				
その他のベリー類果実		5				
ぶどう		5				
かき	0.5	1	○			0.152(#),0.178(#)
バナナ		1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		1				
アボカド		1				
パイナップル		1				
グアバ		1				
マンゴー		1				
パッションフルーツ		1				
なつめやし		5				
その他の果実		5				
その他のスパイス		5				
その他のハーブ		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シフルフェナミド

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.3
大麦	0.7
ライ麦	0.7
その他の穀類(注1)	0.7
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3
しろり	0.2
すいか	0.02
メロン類果実	0.02
その他のうり科野菜(注2)	0.5
りんご	0.7
もも	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	0.7
かき	0.5

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。